

PFASに関する総合研究 研究課題の評価方針

1 意義及び目的

環境省が、環境施策として実施する「PFASに関する総合研究」(以下「PFAS 研究」という。)について、各研究課題に対して「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日、内閣総理大臣決定)に基づいて適正な評価を行うのは、評価結果を研究内容、研究費の配分等へ反映等することにより、PFAS 研究の目的をより効果的かつ効率的に達成するためである。

2 評価体制等

(1) 評価体制等

- ① 環境省は PFAS に関する研究運営会議(以下「研究運営会議」)を設置する。
- ② 研究運営会議は PFAS 研究に関する各研究課題の評価を行う。
- ③ 委員は、中立かつ公正で厳正な評価を行い、PFAS 研究が環境行政にとって有用な成果が得られるよう適切な助言を行う。
- ④ 委員は、評価に関し、知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(2) 委員の守秘義務

委員は、研究運営会議での研究課題の審議に関して知ることのできた個人情報、企業秘密及び研究課題に係る未公表の情報を漏らし、又は盗用してはならない。また、委員は、環境省に無断で、研究運営会議において知り得た審議結果等の公然と知られていない事項を第三者に漏らしたり、研究運営会議に関連する資料等を転貸したりしてはならない。

(3) 研究者の責務

研究者は、研究活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。

3 評価の実施時期

新たな研究課題の採択に係る評価は、研究期間の初年度の前年度に開催される研究運営会議において委員が行う。

研究計画や研究費の規模などの変更の要否等に係る評価(中間評価)は、研究期間の各年度(例えば、研究期間が3年の場合1年目と2年目)に開催される研究運営会議において、各研究者による研究成果発表に基づいて委員が行う。

各研究課題の最終年度における目標の達成状況や成果の環境行政での活用性や有用性に係る評価(事後評価)は、各研究課題の最終年度に開催される研究運営会議において、各研究者による研究成果発表に基づいて委員が行う。

4 評価方法の周知等

(1) 評価方法の周知

評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、研究運営会議において決定した評価方法(評価手法、評価項目、評価過程、評価手続等)について、PFAS 研究を実施する主任研究者等に周知する。

(2) 評価内容等の被評価者への通知

評価実施後、被評価者である主任研究者等に委員からの意見、及び最終的な研究経費額等を通知する。

(3) 評価結果の研究計画等への反映

採択又は継続が決まった研究課題の被評価者は、上記 4(2)の通知内容に基づき、可能な範囲において研究計画の改善・修正を行うとともに、経費等を見直す。なお、条件付きで採択又は継続される研究課題については、条件を満たさない場合、不採用又は継続中止となる。

5 評価の実施方法等

各研究課題に対する採択に係る評価、中間評価、事後評価は、それぞれの評価における評価項目及び視点について委員が適合状況の評価することにより実施される。採択に係る評価は書面により実施し、それを参考に環境省が最終的に決定する。中間評価及び事後評価にあたっては、各研究課題の主任研究者から研究成果発表を行う。なお、各研究課題の研究経費も、事前評価及び中間評価の評価結果及び委員の意見を参考にして環境省が最終的に決定する。

(1) 採択に係る評価

採択に係る評価にあたっては、研究運営会議において、採択される研究課題及びそれらの研究経費の額についても、予算等を考慮しつつ、評価点、委員の意見、研究費の積算を勘案して評価する。

採択に係る評価の評価項目及び視点は、次のとおりとする。

- ① 研究の環境行政への貢献の可能性
 - ・ 与えられた行政課題の解決に向けて適切な成果が期待できるか
 - ・ 「公募する研究内容」に沿った研究課題が申請されているか
- ② 研究計画等の妥当性・効率性
 - ・ 研究内容は学術的に妥当か
 - ・ 研究計画や経費の規模等に問題点はないか
 - ・ 問題点がある場合は、研究内容や方法論等の変更が必要か
 - ・ 研究内容や方法論等の変更が必要な場合にはどのように変更又は修正すべきか
- ③ 研究遂行体制・能力
 - ・ 研究者の能力、研究班の構成、実施に必要な施設・設備等の有無といった観点から、実際に遂行可能な体制や能力があるか
 - ・ 研究者の構成等の変更が望ましい場合は、どのように変更すべきか
- ④ 研究内容の倫理指針等への適合の有無
 - ・ 各府省や学会の定める倫理指針等に適合しているか
 - ・ 倫理審査を受けたか又は受ける予定があるか

(2) 中間評価

中間評価は、毎年末における進捗状況、成果及び今後の研究計画に対して、研究の中断・中止を含めた変更の要否及び研究経費の規模の縮小・拡大を決定するために実施する。

継続される研究課題及びそれらの研究経費の額は、予算等を考慮しつつ、評価点、委員の意見、研究費の積算を勘案して評価する。

中間評価の評価項目及び視点は、次のとおりとする。

- ① 研究計画の達成度(成果)
 - ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか
 - ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
 - ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
 - ・ 研究内容等の変更が必要な場合にはどのように変更又は修正すべきか
- ② 研究遂行体制・能力
 - ・ 研究者の研究業績、構成、研究者の能力や施設の設備等の視点から、継続した場合、所期の目的を達成することが可能か
 - ・ 研究者の構成の変更等が望ましい場合は、どのように変更すべきか
- ③ 研究内容の倫理指針等への適合の有無
 - ・ 各府省や学会の定める倫理指針等に適合しているか
 - ・ 倫理審査委員会の審査を受けたか
- ④ 研究成果の発展性、継続の必要性
 - ・ 研究を継続することにより、研究成果の発展が見込まれるか

(3) 事後評価

事後評価は、各研究課題の最終年的な目標の達成状況や成果を把握して、それらの環境行政での活用性や有用性について評価する。1年間の計画で開始された課題については、中間評価はなく、本事後評価のみ実施する。

事後評価の評価項目及び視点は、次のとおりとする。

- ① 研究目的の達成度(最終成果)
 - ・ 計画していた目的を達成したか
 - ・ 計画していた目的を達成できなかった場合、どこに問題があったか
 - ・ その問題を解決するためにどのような対応が必要か
- ② 環境行政推進に対する寄与度・貢献度
 - ・ 環境行政課題の解決に寄与又は貢献できる成果が挙げられたか
 - ・ 研究成果の社会的意義がどの程度あるか
- ③ 研究の発展性
 - ・ 最終成果について今後の発展性が見込まれるか

6 利害関係の調整

委員が評価対象の研究課題に対し利害関係を有する場合は、当該研究課題に対する評価等を棄権しなければならない。

「利害関係を有する場合」とは、次の場合をいう。

- (1) 当該研究課題の主任研究者又は分担研究者と直接の上司・部下の関係にある又は過去3年以内にあった場合
- (2) 当該研究課題の主任研究者又は分担研究者の所属する機関において、大学における学部長、独立行政法人(国立研究開発法人含む)における領域長等の役職に就いている場合
- (3) 当該研究課題の主任研究者又は分担研究者と血縁関係にある場合(親子・兄弟ほか、社会通念上の親戚づきあいがある場合)
- (4) 当該研究課題の主任研究者又は分担研究者の学位取得時の指導教官であった場合等、密接な師弟関係にある場合
- (5) 当該研究課題の主任研究者又は分担研究者と過去3年以内に緊密な共同研究(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆など、同じ研究グループにおける研究活動)を行っていた場合

以上